

広域振興局等設置条例及び岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第45号

広域振興局等設置条例及び岩手県保健所設置条例の一部を改正する条例

(広域振興局等設置条例の一部改正)

第1条 広域振興局等設置条例(昭和60年岩手県条例第38号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																							
<p><u>広域振興局等設置条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、<u>広域振興局及び地方振興局</u>(以下「<u>広域振興局等</u>」という。)を設置する。</p> <p>(名称、位置及び所管区域等)</p> <p>第2条 <u>広域振興局等</u>の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>盛岡地方振興局</u></td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>大船渡地方振興局</u></td><td><u>大船渡市</u></td><td><u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u></td></tr><tr><td><u>釜石地方振興局</u></td><td><u>釜石市</u></td><td><u>釜石市 上閉伊郡</u></td></tr><tr><td><u>宮古地方振興局</u></td><td><u>宮古市</u></td><td><u>宮古市 下閉伊郡(普代村を除く。)</u></td></tr><tr><td><u>久慈地方振興局</u></td><td><u>久慈市</u></td><td><u>久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち洋野町及び野田村</u></td></tr><tr><td><u>二戸地方振興局</u></td><td><u>二戸市</u></td><td><u>二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	<u>盛岡地方振興局</u>	[略]		[略]			<u>大船渡地方振興局</u>	<u>大船渡市</u>	<u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u>	<u>釜石地方振興局</u>	<u>釜石市</u>	<u>釜石市 上閉伊郡</u>	<u>宮古地方振興局</u>	<u>宮古市</u>	<u>宮古市 下閉伊郡(普代村を除く。)</u>	<u>久慈地方振興局</u>	<u>久慈市</u>	<u>久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち洋野町及び野田村</u>	<u>二戸地方振興局</u>	<u>二戸市</u>	<u>二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡</u>	<p><u>広域振興局設置条例</u> (設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、<u>広域振興局</u>を設置する。</p> <p>(名称、位置及び所管区域等)</p> <p>第2条 <u>広域振興局</u>の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</p> <table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td><u>盛岡広域振興局</u></td><td>[略]</td><td></td></tr><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>沿岸広域振興局</u></td><td><u>釜石市</u></td><td><u>宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡 上閉伊郡 下閉伊郡(普代村を除く。)</u></td></tr><tr><td><u>県北広域振興局</u></td><td><u>久慈市</u></td><td><u>久慈市 二戸市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡</u></td></tr></tbody></table>	名称	位置	所管区域	<u>盛岡広域振興局</u>	[略]		[略]			<u>沿岸広域振興局</u>	<u>釜石市</u>	<u>宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡 上閉伊郡 下閉伊郡(普代村を除く。)</u>	<u>県北広域振興局</u>	<u>久慈市</u>	<u>久慈市 二戸市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡</u>
名称	位置	所管区域																																						
<u>盛岡地方振興局</u>	[略]																																							
[略]																																								
<u>大船渡地方振興局</u>	<u>大船渡市</u>	<u>大船渡市 陸前高田市 気仙郡</u>																																						
<u>釜石地方振興局</u>	<u>釜石市</u>	<u>釜石市 上閉伊郡</u>																																						
<u>宮古地方振興局</u>	<u>宮古市</u>	<u>宮古市 下閉伊郡(普代村を除く。)</u>																																						
<u>久慈地方振興局</u>	<u>久慈市</u>	<u>久慈市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡のうち洋野町及び野田村</u>																																						
<u>二戸地方振興局</u>	<u>二戸市</u>	<u>二戸市 九戸郡のうち軽米町及び九戸村 二戸郡</u>																																						
名称	位置	所管区域																																						
<u>盛岡広域振興局</u>	[略]																																							
[略]																																								
<u>沿岸広域振興局</u>	<u>釜石市</u>	<u>宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡 上閉伊郡 下閉伊郡(普代村を除く。)</u>																																						
<u>県北広域振興局</u>	<u>久慈市</u>	<u>久慈市 二戸市 下閉伊郡のうち普代村 九戸郡 二戸郡</u>																																						
<p>2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第2項の規定により、<u>広域振興局等</u>は、前項の表の名称の欄に掲げる<u>広域振興局等</u>の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>2 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第14条第2項の規定により、<u>広域振興局</u>は、前項の表の名称の欄に掲げる<u>広域振興局</u>の区分に応じ、それぞれ同表</p>																																							

<p>同表の所管区域の欄に掲げる区域のうち市の区域を除いた区域を所管区域とする。</p> <p>(出先事務所)</p> <p>第3条 知事は、<u>広域振興局等</u>の事務を分掌させるため、出先事務所を置くことができる。</p>	<p>の所管区域の欄に掲げる区域のうち市の区域を除いた区域を所管区域とする。</p> <p>(出先事務所)</p> <p>第3条 知事は、<u>広域振興局</u>の事務を分掌させるため、出先事務所を置くことができる。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(岩手県保健所設置条例の一部改正)

第2条 岩手県保健所設置条例(昭和23年岩手県条例第53号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
<p>第1条 岩手県保健所の名称、位置及び所管区域を次のように定める。</p> <table border="1" data-bbox="147 624 1081 874"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県花巻保健所</td> <td>花巻市</td> <td>花巻市 遠野市</td> </tr> <tr> <td>岩手県北上保健所</td> <td>北上市</td> <td>北上市 和賀郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	[略]			岩手県花巻保健所	花巻市	花巻市 遠野市	岩手県北上保健所	北上市	北上市 和賀郡	[略]			<p>第1条 岩手県保健所の名称、位置及び所管区域を次のように定める。</p> <table border="1" data-bbox="1155 624 2089 874"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>所管区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> <tr> <td>岩手県中部保健所</td> <td>花巻市</td> <td>花巻市 北上市 遠野市 和賀郡</td> </tr> <tr> <td colspan="3">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	所管区域	[略]			岩手県中部保健所	花巻市	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡	[略]		
名称	位置	所管区域																										
[略]																												
岩手県花巻保健所	花巻市	花巻市 遠野市																										
岩手県北上保健所	北上市	北上市 和賀郡																										
[略]																												
名称	位置	所管区域																										
[略]																												
岩手県中部保健所	花巻市	花巻市 北上市 遠野市 和賀郡																										
[略]																												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																												

- 附 則
- (施行期日)
- この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- (岩手県県税条例の一部改正)
- 岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>広域振興局等</u>の長に対する知事の権限委任)</p> <p>第5条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を、局長(県税の課税地を管轄する<u>広域振興局等</u>(<u>広域振興局又は地方振興局</u>をいう。以下同じ。))の長をいう。以下同じ。)に委任する。</p>	<p>(<u>広域振興局長</u>に対する知事の権限委任)</p> <p>第5条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項及び県税に係る過料の徴収に関する事項を、局長(県税の課税地を管轄する<u>広域振興局長</u>をいう。以下同じ。)に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。</p>

ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

(1) [略]

(2) 県税の課税地が2以上の広域振興局等の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項

(3)～(5) [略]

2 知事は、徴収の嘱託を受けた他の都道府県又は市町村に係る徴収金の徴収に関しては、当該徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産（次条において「財産等」という。）の所在地を管轄する広域振興局等の長に委任する。

3 知事は、法第20条の10の規定による納税証明書の交付については、第1項の規定にかかわらず、当該証明書の交付の請求を受けた広域振興局等の長に委任する。

4 知事は、前3項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、広域振興局等の長に指示することができる。

（徴収の引継ぎ）

第6条 局長は、財産等が、他の広域振興局等の管轄区域内にある場合においてはその財産等の所在地を管轄する広域振興局等の長に、他の都道府県で規則で定める地域にある場合においては知事にその徴収の引継ぎをすることができる。

（納税管理人）

第9条 事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税及び固定資産税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合並びに法人等の県民税（法人課税信託の引受けを行う個人に係る県民税を含む。）の納税義務者は、県内に事務所、事業所又は寮等を有しなくなった場合においては、課税地を管轄する広域振興局等の管内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これ

(1) [略]

(2) 県税の課税地が2以上の広域振興局の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項

(3)～(5) [略]

2 知事は、徴収の嘱託を受けた他の都道府県又は市町村に係る徴収金の徴収に関しては、当該徴収金を納付し、又は納入すべき者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産（次条において「財産等」という。）の所在地を管轄する広域振興局長に委任する。

3 知事は、法第20条の10の規定による納税証明書の交付については、第1項の規定にかかわらず、当該証明書の交付の請求を受けた広域振興局長に委任する。

4 知事は、前3項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、広域振興局長に指示することができる。

（徴収の引継ぎ）

第6条 局長は、財産等が、他の広域振興局の管轄区域内にある場合においてはその財産等の所在地を管轄する広域振興局長に、他の都道府県で規則で定める地域にある場合においては知事にその徴収の引継ぎをすることができる。

（納税管理人）

第9条 事業税、不動産取得税、ゴルフ場利用税、自動車税、鉦区税及び固定資産税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合並びに法人等の県民税（法人課税信託の引受けを行う個人に係る県民税を含む。）の納税義務者は、県内に事務所、事業所又は寮等を有しなくなった場合においては、課税地を管轄する広域振興局の管内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを

を定める事由を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該広域振興局等の管内以外の地域に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日以内とする。

2～4 [略]

（徴収金の納付又は納入の手続）

第16条 納税者若しくは特別徴収義務者又は第三者が徴収金を納付し、又は納入する場合には、納付書又は納入書により、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者に払い込まなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する広域振興局等（第6条の規定による徴収の引継ぎがあった徴収金については、その引継ぎを受けた広域振興局等又は規則で定める県の機関）の出納員（規則で定めるものに限る。第18条第2項において「出納員」という。）に納付し、又は納入することを妨げない。

（公示送達の場合の掲示場）

第19条 法第20条の2第2項の規定による公示送達は、県又は広域振興局等の掲示場に掲示して行うものとする。

（納税証明書の交付の請求手続及び手数料）

第21条 法第20条の10の規定による納税証明書（第107条及び第113条の規定による証明書を除く。）の交付を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を広域振興局等の長に提出しなければならない。

を定める事由を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該広域振興局の管内以外の地域に住所等を有する者（個人にあっては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日以内とする。

2～4 [略]

（徴収金の納付又は納入の手続）

第16条 納税者若しくは特別徴収義務者又は第三者が徴収金を納付し、又は納入する場合には、納付書又は納入書により、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項の規定により県税の収納の事務の委託を受けた者に払い込まなければならない。ただし、納税者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する広域振興局（第6条の規定による徴収の引継ぎがあった徴収金については、その引継ぎを受けた広域振興局又は規則で定める県の機関）の出納員（規則で定めるものに限る。第18条第2項において「出納員」という。）に納付し、又は納入することを妨げない。

（公示送達の場合の掲示場）

第19条 法第20条の2第2項の規定による公示送達は、県又は広域振興局の掲示場に掲示して行うものとする。

（納税証明書の交付の請求手続及び手数料）

第21条 法第20条の10の規定による納税証明書（第107条及び第113条の規定による証明書を除く。）の交付を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を広域振興局長に提出しなければならない。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

(製造等の承認を受ける義務等)

第99条の19 元売業者（第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の法第144条の32第1項の総務省令に規定する事項を定めて、製造等を行う場所（第4号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地を管轄する広域振興局等の長の承認を受けなければならない。

(1)～(4) [略]

2 前項の場合において、広域振興局等の長は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3～9 [略]

(自動車税に係る証明書の交付)

第107条 第5条第3項に規定する広域振興局等の長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査について、同法第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第97条の2第1項の書面の交付を申請した場合において、その自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、証明書を当該返付を受けようとする者に交付するものとする。

(1)～(4) [略]

2・3 [略]

(製造等の承認を受ける義務等)

第99条の19 元売業者（第1号及び第2号に掲げる場合にあつては、法第144条の7第1項第1号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く。）、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等（軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。）及び自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費（以下この条において「製造等」という。）を行う時期、数量その他の法第144条の32第1項の総務省令に規定する事項を定めて、製造等を行う場所（第4号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる定置場）の所在地を管轄する広域振興局長の承認を受けなければならない。

(1)～(4) [略]

2 前項の場合において、広域振興局長は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3～9 [略]

(自動車税に係る証明書の交付)

第107条 第5条第3項に規定する広域振興局長は、道路運送車両法第62条第1項の継続検査又は同法第67条第3項の構造等変更検査について、同法第62条第2項（同法第67条第4項において準用する場合を含む。）の規定により自動車検査証の返付を受けようとする者が同法第97条の2第1項の書面の交付を申請した場合において、その自動車の所有者が現に自動車税を滞納していないとき、又はその滞納していることが天災その他やむを得ない事由によるものであるときは、証明書を当該返付を受けようとする者に交付するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

3 過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年岩手県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>（固定資産税にあつては、知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する<u>広域振興局長</u>（固定資産税にあつては、知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(農村地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

4 農村地域における県税の課税免除に関する条例（昭和46年岩手県条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>（固定資産税にあつては、知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>	<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する<u>広域振興局長</u>（固定資産税にあつては、知事。以下「局長等」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(行政手続条例の一部改正)

5 行政手続条例（平成8年岩手県条例第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて<u>広域振興局若しくは地方振興局の長</u>又は徴税吏員がする処分及び行政指導</p> <p>(3)～(10) [略]</p>	<p>(適用除外)</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章までの規定は、適用しない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 地方税の犯則事件に関する法令に基づいて<u>広域振興局長</u>又は徴税吏員がする処分及び行政指導</p> <p>(3)～(10) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

6 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成11年岩手県条例第69号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(不均一課税の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、不均一課税の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の所在地を管轄する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>（以下「局長」という。）に、固定資産税の場合にあつては知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(不均一課税の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、不均一課税の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の所在地を管轄する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に、固定資産税の場合にあつては知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(森林病虫害等防除法施行条例の一部改正)

7 森林病虫害等防除法施行条例（平成11年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(駆除措置実施の届出)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第1号から第4号ま</p>	<p>(駆除措置実施の届出)</p> <p>第2条 法第5条第1項の規定に基づき法第3条第1項第1号から第4号ま</p>

<p>で若しくは第6号に掲げる命令を受けた者又は法第5条第2項若しくは第3項の規定に基づく命令を受けた者は、当該命令に係る措置を行ったときは、速やかに、その結果を所管する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>に届け出なければならない。</p> <p>第3条 法第7条第1項の規定に基づく指示を受けた者は、当該指示に係る措置を行ったときは、速やかに、その結果を所管する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>に届け出なければならない。</p>	<p>で若しくは第6号に掲げる命令を受けた者又は法第5条第2項若しくは第3項の規定に基づく命令を受けた者は、当該命令に係る措置を行ったときは、速やかに、その結果を所管する<u>広域振興局長</u>に届け出なければならない。</p> <p>第3条 法第7条第1項の規定に基づく指示を受けた者は、当該指示に係る措置を行ったときは、速やかに、その結果を所管する<u>広域振興局長</u>に届け出なければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部改正)

8 特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあつては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の取得の日から60日以内に、自動車取得税の場合にあつては岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第90条の規定による申告をした日から15日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は同条例第104条の3の方法によって徴収されるものの場合にあつては同条例第106条の規定による申告をした日から15日以内にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第6条 第2条から前条までの規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、法人県民税均等割の場合にあつては県民税に関する申告期限までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の取得の日から60日以内に、自動車取得税の場合にあつては岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第90条の規定による申告をした日から15日以内に、自動車税のうち、普通徴収の方法によって徴収されるものの場合にあつては納期限前7日までに、証紙徴収又は同条例第104条の3の方法によって徴収されるものの場合にあつては同条例第106条の規定による申告をした日から15日以内にその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例を廃止する条例の一部改正)

9 低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例を廃止する条例（平成14年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号。以下この項において「平成14年改正法」という。）附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第1欄又は第45条第1項の表の第1号の第1欄に掲げる低開発地域工業開発地区として指定された地区（昭和41年12月15日までに指定されたものに限る。）内において当該指定の日から40年以内に製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除については、低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第2条中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号。以下この条において「平成14年改正法」という。）附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号。以下この項において「平成14年改正法」という。）附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第1欄又は第45条第1項の表の第1号の第1欄に掲げる低開発地域工業開発地区として指定された地区（昭和41年12月15日までに指定されたものに限る。）内において当該指定の日から40年以内に製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する県税の課税免除については、低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条例第2条中「租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」とあるのは「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成14年法律第15号。以下この条において「平成14年改正法」という。）附則第7条第7項又は第23条第10項の規定によりなおその効力を有することとされる平成14年改正法による改正前の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）」と、<u>同条例第3条中「地方振興局長」とあるのは「広域振興局長」とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

（岩手県産業廃棄物税条例の一部改正）

10 岩手県産業廃棄物税条例（平成14年岩手県条例第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（<u>広域振興局等の長</u>に対する知事の権限委任）</p> <p>第5条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項及び産業廃棄物税に係る過料の徴収に関する事項を、局長（産業廃棄物税の課税地を管轄する<u>広域振興局</u>等（<u>広域振興局</u>又は<u>地方振興局</u>をいう。以下同じ。）の<u>長</u>をいう。以下同じ</p>	<p>（<u>広域振興局長</u>に対する知事の権限委任）</p> <p>第5条 知事は、徴収金の賦課徴収に関する事項及び産業廃棄物税に係る過料の徴収に関する事項を、局長（産業廃棄物税の課税地を管轄する<u>広域振興局長</u>をいう。以下同じ。）に委任する。ただし、次に掲げる事項については、</p>

。)に委任する。ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

(1) [略]

(2) 産業廃棄物税の課税地が2以上の広域振興局等の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項

(3) [略]

2 知事は、前項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、広域振興局等の長に指示することができる。

(納税管理人)

第7条 産業廃棄物税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、課税地を管轄する広域振興局等の管内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める事由を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該広域振興局等の管内以外の地域に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日以内とする。

2 [略]

この限りでない。

(1) [略]

(2) 産業廃棄物税の課税地が2以上の広域振興局の管轄区域にわたる場合において、その課税地の指定に関する事項

(3) [略]

2 知事は、前項の規定によって委任した事項について必要があると認める場合においては、広域振興局長に指示することができる。

(納税管理人)

第7条 産業廃棄物税の納税義務者又は特別徴収義務者は、県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、課税地を管轄する広域振興局の管内に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうちから納税管理人を定め、これを定める事由を生じた日から10日以内に納税管理人申告書を局長に提出し、又は当該広域振興局の管内以外の地域に住所等を有する者（個人にあつては、独立の生計を営む者に限る。）のうち納税に関する一切の事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて納税管理人承認申請書を局長に同日から10日以内に提出してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合その他納税管理人申告書又は納税管理人承認申請書に記載した事項に異動を生じた場合においても、また同様とし、その提出の期限は、その異動を生じた日から10日以内とする。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定区域における産業の活性化に関する条例の一部改正)

11 特定区域における産業の活性化に関する条例（平成18年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税免除等の申請手続)	(課税免除等の申請手続)

<p>第8条 前3条の規定により県税の課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除等の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあっては、規則で定める期限）までに、課税免除等の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>	<p>第8条 前3条の規定により県税の課税免除又は不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除等の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあっては、規則で定める期限）までに、課税免除等の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

12 岩手県県税条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第42号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 （県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号。以下「総務省令」という。）附則第2条第1項で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する<u>広域振興局又は地方振興局の長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第17条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、</p>	<p>附 則 （県たばこ税に関する経過措置）</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号。以下「総務省令」という。）附則第2条第1項で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して1月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地を管轄する<u>広域振興局長</u>に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4 第2項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第17条第3項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第2項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、</p>

<p>これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する<u>広域振興局又は地方振興局長</u>に提出されたものとみなす。</p> <p>5～7 [略]</p>	<p>これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する<u>広域振興局長</u>に提出されたものとみなす。</p> <p>5～7 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

13 企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例（平成19年岩手県条例第78号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の所在地を管轄する<u>広域振興局又は地方振興局長</u>（以下「局長」という。）に、固定資産税の場合にあつては知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>	<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の所在地を管轄する<u>広域振興局長</u>（以下「局長」という。）に、固定資産税の場合にあつては知事に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(岩手県県税条例等の一部改正に伴う経過措置)

14 この条例の施行前に附則第2項から第8項まで及び附則第10項から前項までの規定による改正前の岩手県県税条例、過疎地域における県税の課税免除に関する条例、農村地域における県税の課税免除に関する条例、行政手続条例、中心市街地における県税の不均一課税に関する条例、森林病虫害等防除法施行条例、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例、岩手県産業廃棄物税条例、特定区域における産業の活性化に関する条例、岩手県県税条例の一部を改正する条例及び企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例（以下「岩手県県税条例等」という。）並びに附則第9項の規定による改正前の低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例を廃止する条例附則第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同条例による廃止前の低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例（昭和38年岩手県条例第28号。以下「旧低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例」という。）の規定により次の各号に掲げる地方振興局長によってされた処分、手続その他の行為及び当該地方振興局長に対し

てされた申請、届出その他の行為は、附則第2項から第8項まで及び附則第10項から前項までの規定による改正後の岩手県県税条例等並びに附則第9項の規定による改正後の旧低開発地域工業開発地区における県税の課税免除に関する条例の相当規定により当該各号に定める広域振興局長によってされた処分、手続その他の行為及び当該広域振興局長に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

- (1) 盛岡地方振興局長 盛岡広域振興局長
- (2) 大船渡地方振興局長、釜石地方振興局長及び宮古地方振興局長 沿岸広域振興局長
- (3) 久慈地方振興局長及び二戸地方振興局長 県北広域振興局長